

## 重要【被扶養者の資格喪失について】

以下のいずれかに該当する場合は、**被扶養者の資格が喪失となります。**

- 被扶養者が就職等により、他の健康保険の資格を取得した場合（被扶養者が後期高齢者医療制度に該当となった場合を含む）
- 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、収入限度額の130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）以上ある場合
- 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、収入限度額を超えない場合であっても、被保険者の年間収入額の1/2以上ある場合
- 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹を除く三親等以内の親族で被保険者と同一世帯に属していない場合  
注）・被保険者の内縁関係の配偶者およびその配偶者の父母と子については、同一世帯に属していること（同居）が必要です。  
なお、内縁の配偶者死亡後においても、その配偶者の父母および子については、同一世帯に属していること（同居）が必要です。  
（※内縁関係・・・重婚等の民法上禁止されている婚姻の要件に該当していない同一世帯に属する者同士の関係）
- 被扶養者が日本国内に住民登録をしていない（住民票がない）場合  
注）・外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う場合は除きます。
- その他、被保険者との生計維持関係が存続していない場合  
例）・被扶養者が別居している被保険者の直系尊属、兄弟姉妹、孫であって被保険者が継続して生計費を送金していない場合  
・被扶養者の婚姻の場合  
・被保険者の離婚による子の扶養替えの場合  
・死亡の場合 等

### 【留意事項】

※上記1に該当し、かつ2～5のいずれかに該当する場合は、1を優先します。

※上記3に該当するが、上記1には該当しない方が、下記①②のいずれかに該当する場合は**資格喪失となる範囲から除かれます。**

#### ① 被扶養者が「被保険者の子」である場合

被保険者に配偶者がいない、いわゆる「ひとり親家庭」であって、被保険者の年間収入が130万円未満（被扶養者が60歳以上の者である場合または障害年金を受給する者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、**被扶養者の年間収入**が被保険者の年間収入未満である条件を満たす被扶養者が、次のいずれかに該当する場合

- ・19歳未満の子の場合
- ・障害年金を受給している子の場合

#### ② 被扶養者が「被保険者の配偶者」である場合

**被保険者の年間収入が180万円未満**であって、かつ、**被扶養者の年間収入**が被保険者の年間収入未満である被扶養者が、次のいずれかに該当する場合

- ・60歳以上で、年間収入が「年金収入」のみの配偶者の場合
- ・障害年金を受給している配偶者の場合

被扶養者資格のチェックはこちらから

被扶養者資格の「取消申請書」はこちらから

### ◆ 被扶養者の収入関係の取扱いについて

被扶養者の前年1月～12月分までの全ての収入を合計した年間総収入額を対象とします。

ただし、前年または今年途中から収入状況に大きな変動（例、退職、勤務条件変更等）が発生した場合は、**その時点から向こう1年間分の年間収入推計額**とします。

- 給与収入（パート、アルバイト給与を含む）
  - ・社会保険料、税金等控除前の、交通費（非課税交通費含む）、諸手当等を含む金額（総収入額）とする。
- 年金収入
  - ・公的年金・私的年金等、すべての年金を収入の対象とする。非課税の年金（障害年金・遺族年金等）も収入に含める。
  - \* 社会保険料、税金等控除前の金額とする。
  - \* 当該年金を受給するために支払った保険料（厚生年金・国民年金・私的年金等の保険料等）を必要経費として年金収入額から控除することはしません。
- 事業（営業等・農業）収入、不動産収入、雑収入（公的年金等を除く）等
  - ・確定申告時の収支内訳書（または所得税青色申告決算書）に記載されている経費項目のうち、ジェイティ健保が認める経費（所得税法上の経費とは異なる）を控除した額とします。

ジェイティ健保が「認める経費・否認する経費」はこちらから

- 配当・利子収入
  - ・有価証券の保有により株式の配当金や利子を受けとった場合には、その取得や保有に必要な経費を控除した額とします。
- 失業給付
  - ・雇用保険法による失業給付は恒常的な収入とし、「基本手当日額×所定給付日数」を失業給付額とみなします。  
（通所手当等の給付がある場合は、その額も含まれます）
  - \* 失業給付の待期または給付制限期間にある場合や出産、育児、疾病等の理由により受給期間の延長中の場合は、その期間中は失業給付による収入がないものとします。
- その他収入
  - ・年金以外の雑収入や、その他の実質的な収入が発生した場合には、その収入から必要経費を控除した額とします。
  - \* 著述家や作家以外の人がかかる原稿料や印税、講演料や放送謝金および裁判員制度謝金は「一時収入」とします。
  - ・傷病手当金（延長傷病手当金付加金を含む）、出産手当金についても収入とします。
  - ・所得税法に定める譲渡所得や一時所得、退職所得による一時収入は、年間収入の範囲から除外します。

#### （その他の注意事項）

- ・資格喪失日以後の受診実績が確認された場合、当該家族療養費はジェイティ健保へ返還していただくことになります。